

広報せと広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱（平成14年8月21日施行）に基づき、広報せと（広報せと発行規則（昭和33年瀬戸市規則第4号）に規定する広報せとをいう。以下同じ。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報せとに掲載できる広告は、市の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないもの、かつ、市民に不利益を与えない中立性のあるものとする。ただし、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱第2条に規定するもののほか、次に該当するものは掲載しない。

- (1) 社会問題についての意見広告
- (2) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (3) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (4) 商品先物取引に関する営業広告
- (5) 求人広告及びこれに類するもの
- (6) 本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (7) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 必要以上に購買欲をそそると思われるもの
- (9) 第6条に規定する広告掲載の申込をする者（以下この条において「申込者」という。）が市税等を滞納しているもの
- (10) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団の関係者が、申込者である法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの
- (11) 各号に掲げるもののほか、市の広報紙として掲載する広告として適当でないと認められるもの

(掲載期間)

第3条 1件の申込みに係る広告の掲載は、当該年度内に限り、複数号掲載を可とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の1枠当たりのスペースは、縦43ミリメートル横173ミリメートルとする。

- 2 広告の使用色は、市長が指定する色とする。
- 3 広告の掲載は1広告主について広報せと1号につき1枠限りとし、1号につき10枠を超えて掲載しないものとする。
- 4 広告を掲載する頁については、市長が決定するものとする。
- 5 広告の掲載位置は、前項で市長が決定する頁の最下段とする。

(掲載料金及び納入方法)

第5条 広告の掲載料金は、1枠当たり30,000円とする。

2 広告主は、広告の掲載料金を当該広告を掲載すべき広報せとの発行日以前の市の指定する日までに、市の発行する納付書により納付するものとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広報せとに広告を掲載しようとする者は、掲載を希望する広報せとの発行日の前6月から前40日までの期間に広報せと広告掲載申込書と作成した原稿を市長に提出するものとする。

(決定等)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱第4条に規定する瀬戸市広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広報せとの広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用するこ

とができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。